

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

長柄町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧長柄村地域

(1) 現況

本地域は、丘陵地の位置する山紫水明の地域であり、水稻・露地野菜・果樹・酪農など多種多様に渡り農業生産に育んでいる地域である。

また、従来からゲンジボタルの生息地として有名な地域である。

しかし、近年では有害鳥獣（小型獣やイノシシ）による農作物被害が甚大であり環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが懸案事項となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧日吉村地域

(1) 現況

本地域は、緩傾斜地域に指定されるなど棚田等において稲作経営が行われているほか、地域特産のイチジクをはじめとした果樹経営も盛んである。

また、平場地域と比べて生産条件の格差が大きい。農道や水路の管理の負担が増大している為生産意欲の低下が課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 旧水上村地域

(1) 現況

本地域は、一宮川の上流であることから良質な水と肥沃な褐色低地土で、古くから有数の良品質米生産地として知られており、「ながら小町」としてブランド化し

ている水田単作地帯である。

しかし、農業者の減少・高齢化等により集落機能の低下している地域も多いことが課題である。

また、近年では有害鳥獣（小型獣やイノシシ）による農作物被害が甚大であり環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが懸案事項となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧長柄村地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
②	旧日吉村地域	法第3条第3項各号に掲げる事業
③	旧水上村地域	法第3条第3項各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。

(2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。

(3) 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧長柄村

旧日吉村

旧水上村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 田1/100以上、1/20未満の傾斜農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率：田8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(エ) 千葉県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適切であると市町村長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

(2) 協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとする。

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、長柄町の長柄町農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。